

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社安川電機
 代表者名 代表取締役社長 小笠原 浩
 (コード:6506、東証第1部、福証)
 問合せ先 広報・IR 部長 林田 歩
 (TEL. 03-5402-4564)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 5 月 12 日付で公表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」について、記載内容に一部訂正がございましたので、お知らせします。

なお、ご参考として下記訂正を踏まえた定款の変更案を別紙にお示しいたします。

記

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第33条 (条文省略)	第 1 条～第33条 (現行どおり)

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第12条 (条文省略)	第 1 条～第12条 (現行どおり)
(招集) 第13条 定時株主総会は毎年 <u>6月</u> に招集し、 臨時株主総会は必要に応じ随時招 集する。 ② (条文省略)	(招集) 第13条 定時株主総会は毎年 <u>5月</u> に招集し、 臨時株主総会は必要に応じ随時招 集する。 ② (現行どおり)
第14条～第33条 (条文省略)	第14条～第33条 (現行どおり)

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年<u>6月</u>に招集し、 臨時株主総会は必要に応じ随時招 集する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第14条～第33条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会社の事業年度は、毎年<u>3月21日</u> から翌年<u>3月20日</u>までの1年 とする。</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 本会社の剰余金の配当の基準日は、 毎年<u>3月20日</u>および毎年<u>9月20日</u>と する。</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年<u>5月</u>に招集し、 臨時株主総会は必要に応じ随時招 集する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第14条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u> から翌年<u>2月末日</u>までの1年 とする。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 本会社の剰余金の配当の基準日は、 毎年<u>2月末日</u>および毎年<u>8月31日</u>と する。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 第34条の規定にかかわらず第102期</u> <u>事業年度は、2017年3月21日から</u> <u>2018年2月末日までとする。</u></p> <p><u>第2条 第36条の規定にかかわらず、第102期</u> <u>事業年度の中間配当の基準日は、</u> <u>2017年9月20日とする。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から本条までの各規定</u> <u>は、2018年2月末日まで有効とし、同</u> <u>日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

以上